

## 仕 様 書

- 1 業務名称  
〇〇選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託
- 2 数 量  
別紙1のとおり ※参考数量
- 3 委託期間  
契約日～選挙期日後19日まで（約35日間前後）
- 4 設置期限  
公示日(告示日)の前日（発注から13日前後） ※前日は予備日
- 5 設置場所  
各区選挙管理委員会の指定する場所
- 6 設置方法  
別紙2の方法により、各区選挙管理委員会職員の指示どおり設置すること
- 7 撤去期間  
選挙期日の翌日～選挙期日の5日後
- 8 仕 様
  - (1) ポスター掲示板(ポスター掲示場に用いる板の部分、以下「掲示板」という)
    - ア. 本体  
次に掲げる材質のいずれかとし、テープ・のり・画鋸等を使用してポスターを固定できるもの。
      - ・再生紙耐水ボード(グリーンマーク取得品)
      - ・廃プラスチック再生ボード(エコマーク取得品)
      - ・PET樹脂再生ボード(エコマーク取得品)ただし、本市における本業務で使用実績のないボードを使用する場合は、サンプルを提出し、確認を受けること。
    - イ. 見出し・注意事項  
材質については本体に同じ  
上部の投票日欄については、次のいずれかの方法によること。
      - 枠をあらかじめ印刷のうえ、内部の日時については別途シールを作成し、貼付のうえ設置

すること。

- 枠及び時間の部分をあらかじめ印刷のうえ、内部の日時については別途シールを作成し、貼付のうえ設置すること。
- シールの材質：溶剤インクジェットプリント塩ビ裏糊付シートまたは塩ビ裏糊付シートにシルクスクリーン印刷
- あらかじめ全体を印刷のうえ設置すること。

#### ウ. 規格

- 大きさ及び見出し・注意事項は、別図のとおり
- 本体の区画線、番号及び注意事項の文字、線、括弧、矢印、「駐車ご遠慮ください」枠の線の刷り色は濃紺色(DIC182)とする。
- ただし、月日時間の算用数字、曜日、第○区の算用数字、「駐車ご遠慮ください」の文字の刷り色は赤色とする。

#### エ. 各材質共通事項

- 厚さ3mm程度の表面白色で、印刷が容易に落ちないもの
- 使用後、回収・再生できるもの※リサイクル証明書提出要
- 風雨や日数経過等により容易に変形しないもの
- 釘や押しピンによりひびや割れが発生しないもの

#### (2) 裏打

30mm程度の角垂木(寸角)で上下左右に外枠をつけ、この他に棧を3本打つものとするが、別紙3下段のとおり表面の区画線に位置を合わせ、縦の区画線に沿って上下端及び横の区画線と交差する場所に1本ずつ、区画線の間には2本以上釘を打つこと。

また、設置期間中において掲示板と枠組みが外れることなく、作製時と同様の状態を保つよう、確実に取り付けること。

ただし、ボード自体に十分な強度があると確認した場合は、本市の承諾を受けた上で裏打を減じることができる。

#### (3) 取り付け

##### ア. 足部

50mm程度の角垂木(1寸5分角)を使用し、金具、針金、釘、くい等を用いて取り付ける。

##### イ. 設置位置

「脚立」等を用いずに、上段区画へのポスターの貼り付けができることを確認のうえ、可能な限り上方に設置すること。

## 9 特記事項

- (1) 別添の注意事項を確認し、作業等に当たっては遺漏なきよう取り扱うこと。
- (2) 様式(枠数)・設置数等に変更があった場合は、価格調整をする場合がある。
- (3) 作製については、大阪市近接地にて作業を行うこと。★
- (4) 本件と同種案件の実績を有していること(別途証明書類の提出を求める)。★
- (5) 大阪市屋外広告物条例に基づく登録又は届出を行っていること(別途証明書類の提出を求める)。★
- (6) 設置作業にあたっては、取付け施設及び工作物に損傷を与えないように十分注意し、建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (7) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (8) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (9) 設置状態に不具合が検出された場合は、受注者の責任において改善すること。
- (10) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (11) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、輸送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- (12) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先:06-6208-8571)に報告しなければならない。

## 注 意 事 項

- 1 ポスター掲示場は、選挙執行上重要なものであり、作製及び設置の不備、事故等の瑕疵があれば選挙無効の原因となるので万全を期すること
- 2 掲示板の校正及び検収について  
掲示板作製にあたっては、版下が出来上がりしだい本市に提出し校正を受けること  
また、本市職員の現場検収を受けること  
本市職員の現場検収が困難な場合には、その旨を申し出たうえで、写真(日付が分かる状態のもの)、社名・社印・責任者名を明記した任意の様式を書面にて提出すること。
- 3 設置作業について
  - (1) 各区選管と設置日程を調整し、その結果を本市へ報告すること
  - (2) 設置にあたっては、掲示板自体の重量を考慮して強固に取り付けを行うとともに、これに必要な補助材料(金具、垂木、針金等)及び工具を十分確保し、取り付けに支障をきたすことのないよう特に配慮すること
  - (3) 設置作業にあたっては、取付け施設及び工作物に損傷を与えないように十分注意すること
  - (4) 設置における作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。このため、区選管との設置日程の調整にあたっては、作業時間を考慮して日程を決定すること。ただし、区選管の承諾を得れば、道路使用許可時間内に限り延長して作業を行うことができる。
  - (5) 作業する者の能力や習熟度によっては、多くの作業時間がかかる場合があるため、このような時には早急に作業人員を増やす等の対策を取り、区選管と決定した期間内に作業を終えられる体制を組むこと。
  - (6) 設置作業時に歩行者や車両への通行の妨げとならないよう、必要に応じて、作業車を別の場所で待機させたり、時間貸し駐車場に駐車させたりする等の対応をとること。
  - (7) 特に公園等については、児童等の出入りも多くあるため、番線の処理など設置方法に十分に注意すること。
- 4 ポスター掲示場の維持・管理(補修)について
  - (1) 設置期間中は、昼夜間、休日等にかかわらず、常に修理、取り替えの事態に応ずる態勢を整えておくこと

- (2) 設置期間中に台風その他気象の状況に応じて、設置場所の点検・補修及び撤去を指示する場合がありますので、その際は速やかに対応した上で、追加経費の発生が見込まれる場合は、本市と協議すること
- (3) 部分剥離などのトラブル対策として、薄い(0.8mm程度)再生耐水紙(商品名：シクラパック等)を適宜保管して修理に対応すること
- (4) ポスター掲示場の倒壊等があった場合の補修等は、原則として連絡後直ちに対応し、少なくとも当日中に作業を完了すること

## 5 撤去作業について

- (1) 撤去後は、取り付けた施設等を原状回復すること
- (2) 撤去完了後、区選管へ連絡をすること
  - ※ 区選管で完了確認を行った際、問題があった場合は、対応すること
- (3) 撤去した掲示板は原則回収・再生し、再生業者からリサイクル証明書の発行を受け、選挙課に提出すること。ただし、上記により難い特段の事情がある場合には、選挙課にその旨を書面にて申し出たうえで、環境に配慮し、関係法令順守の下、責任をもって廃棄すること

## 6 風雨等には、十分耐えうるよう対策を講じておくこと

## 7 設置に瑕疵があったことにより生じた事故については、設置した業者がその責を負うものとし、設置・撤去期間中は、賠償責任保険契約に加入し、その加入を証する証明書等の写しを提出すること

## 8 その他、作製・設置に関し契約締結後に疑義が生じた場合は、本市の解釈によること

## 〇〇選挙ポスター掲示場

※数量及びそれぞれのA～Fまでの区分け等については選挙ごとに変更になるので、別紙1については参考とすること。

ブロック	選挙区	区名	作製数	設置数
A	第1区	中央区	109	107
		西区	115	113
		港区	88	86
		天王寺区	79	77
		浪速区	85	83
		東成区	91	89
	1区計	567	555	
B	第2区	生野区	142	140
		阿倍野区	130	128
		東住吉区	142	140
		平野区	171	169
	2区計	585	577	
C	第3区	大正区	80	78
		住之江区	131	129
		住吉区	146	144
		西成区	123	121
	3区計	480	472	
D	第4区	北区	133	131
		都島区	112	110
		福島区	81	79
		城東区	160	158
	4区計	486	478	
E	第5区	此花区	94	92
		西淀川区	130	128
		淀川区	157	155
		東淀川区	161	159
	5区計	542	534	
F	第6区	旭区	108	106
		鶴見区	105	103
	6区計	213	209	
計			2,873	2,825

## 車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境管理課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。